

# 東海村の新しくなった「空き家等対策」を紹介します



村では、令和4年3月に「東海村空家等対策計画」(第二期計画)を策定しました。令和4年度からは、村内で増加傾向にある空き家を活用することで“管理されていない空き家”の削減を目指すなど、空き家対策をさらに推進していきます。空き家等の管理は所有者の責任です。空き家を所有する方は、定期的に建物やその周辺をご確認ください。また、住む予定のない空き家等を相続したときは、専門家(弁護士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、不動産会社等)にアドバイスを求めるなど、適切な管理をお願いします。

【問い合わせ】都市政策課建築担当(役場行政棟2階 ☎282-1711 内線1248)

## 「東海村空家・空地バンク」にリニューアル! 物件登録要件の緩和や空き地の登録が可能に!

「空き家や空き地を売りたい・貸したい方」と「買いたい・借りたい方」をマッチングする「東海村空家・空地バンク」。村では令和3年2月に「空家バンク」を創設しましたが、皆さんがより利用しやすいよう、空き家の登録要件を緩和し、要件を満たす一部の空き地についても登録ができるようになりました。マッチング成立後は、村と協定を結んでいる不動産団体の会員が媒介し、契約の手続き等を行います。

### リニューアルのポイント

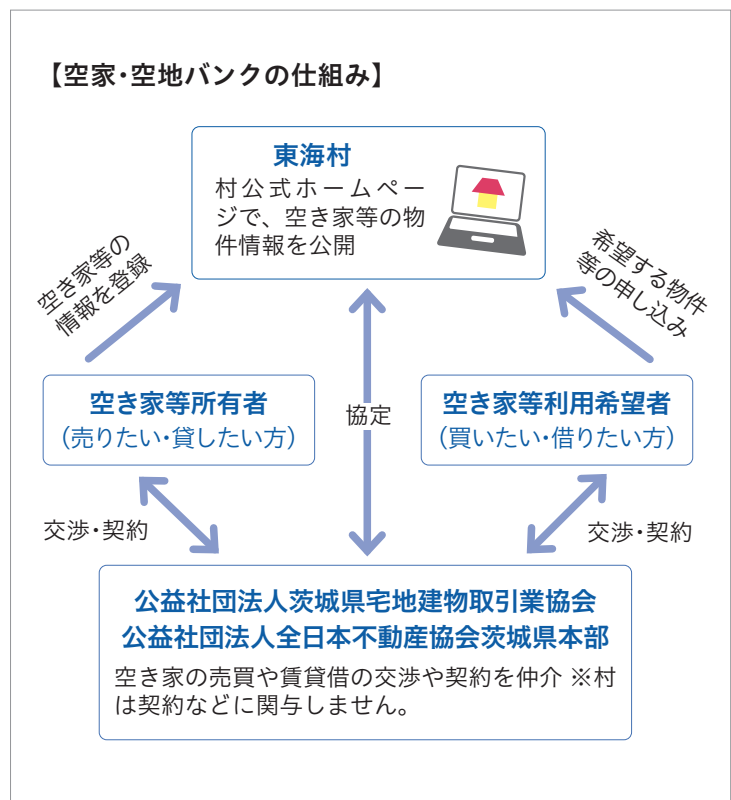
#### ■ 物件登録要件を緩和

旧耐震基準の住宅等も登録が可能となりました。

#### ■ 空き地が登録できるように

過去に建築物が存在していた空き地(地目が宅地のものに限る)の登録が可能となりました。

### 【空家・空地バンクの仕組み】



### 空き家等を売りたい・貸したい方へ

## 「東海村空家・空地バンク」にご登録ください!

所有している空き家や空き地を、「東海村空家・空地バンク」へ登録すると、その情報が村公式ホームページで公開されます。この機会にぜひ、空き家等の活用を検討してみませんか。

**対象**▼村内に所在する空き家等の所有者または管理者(売却や賃貸を行う権利を有する方)

**空き家・空き地の要件**▼▽居住、その他の使用がなされていないことが常態的となっている空き家(旧耐震基準も可)で、一戸建ての住宅 ▽過去に建築物が存在していた空き地(地目が宅地のものに限る)※▽賃貸用の住宅である▽登記されていない、または登記情報が現況と一致していない▽すでにほかの不動産業者と媒介契約を結んでいる▽相続登記が完了していない▽暴力団と関係を有する方が所有権その他の権利を有する▽その他村長が不適当と認める——のいずれかに該当する空き家等は登録できません。

**申し込み**▼都市政策課備え付けの「東海村空家・空地バンク物件登録申込書」に記入の上、添付書類を添えて、都市政策課建築担当へ申し込みください。

## 空き家解消のための新たな2つの支援をご紹介します

これまで村では、空き家の解消に向けて「東海村空家等対策計画」の策定や、「東海村空家等対策の推進に関する条例」などの体制づくりのほか、所有者等との相談業務・管理などに関する啓発活動等に取り組んできました。しかし、高齢化の進展や社会情勢の変化により、村内の空き家は増え続けている傾向にあります。村では新たに、空き家等の所有者が空き家等に関する相談や工事をする際にかかる費用の一部を補助する等の支援制度を立ち上げましたので、ご紹介します。

### 支援① 空き家等対策に関する費用を補助します

所有や管理をしている空き家等が、相続や土地の境界問題などの課題により活用できないことはありませんか。「東海村空家・空地バンク」への登録を希望する場合に、それらの課題解決のために要した費用の一部を補助します。

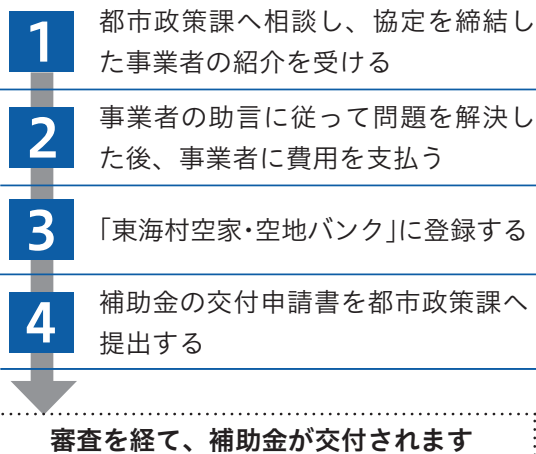
**対象**▼村内に所在する空き家等の所有者または管理者(売却や賃貸を行う権利を有する方)

**対象業務**▼▽権利関係の整理・相続登記 ▽土地の境界確定のための測量・図面作成・登記 など

**補助額**▼対策にかかった費用の2分の1(上限10万円/人)

**申し込み**▼右図参照の上、都市政策課建築担当へ申し込みください。

#### 【申し込みの流れ】



### 支援② 空き家を解体・リフォームする費用を補助します

「東海村空家・空地バンク」を通して村内にある空き家等を活用する方に対して、その解体やリフォームに要した費用の一部を補助します。

また、村内の事業者に工事を発注する場合や、「東海村空家・空地バンク」を通して空き家を購入し、村外から転入した場合には、さらに補助金を上乗せします。

**対象**▼▽(A)…村内に所在する空き家等の所有者または管理者(売却や賃貸を行う権利を有する方)で「空家・空地バンク」への登録を希望する方 ▽(B)…「空家・空地バンク」を通して空き家を購入し、解体・リフォームをする方

**補助額**▼▽(A)…工事費用の3分の2(上限100万円/件)▽(B)…工事費用の3分の2(上限120万円/件)

**受付件数**▼▽解体…先着10件 ▽リフォーム…先着10件

**その他**▼▽工事内容や設備には補助の対象外となるものがあります。▽旧耐震制度に基づいて建築された木造住宅をリフォームする場合には、村の制度である木造住宅等耐震改修等補助金との併用が可能です。いずれの事業も対象外となる経費があるため、工事着工前の申請が必要となります。※詳細は、お問い合わせください。

**申し込み**▼6月1日(水)以降に、都市政策課備え付けの「東海村空家等解体・リフォーム工事費補助金交付申請書」に記入の上、都市政策課建築担当へ申し込みください。

